別表十三（五）　特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	

譲渡資産の明細	譲渡した資産の種類	1					譲渡の日を含む事業年度又は連結事業年度	
	同上の資産の取得年月日	2	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・ ・ ・	
	譲渡した資産の所在地	3					計	
	譲渡した土地等の面積	4	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	
	譲渡年月日	5	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・		
	対価の額	6	円	円	円	円	円	
	譲渡直前の帳簿価額 帳簿価額	7						
	譲渡直前の帳簿価額 譲渡に要した経費の額	8						
	譲渡直前の帳簿価額 計 (7)＋(8)	9						
差益割合		10						
取得資産の明細	取得した買換資産の種類	11						
	取得した買換資産の所在地	12						
	取得年月日	13	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・		
	買換資産の取得価額	14	円	円	円	円		
	買換資産が土地等である場合 取得した土地等の面積	15	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	
	買換資産が土地等である場合 同上のうち買換えの特例の対象とならない面積	16						
	買換資産が土地等である場合 取得価額 (14)×(15)−(16)/(15)	17	円	円	円	円	円	
帳簿価額の減額等をした場合	買換資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	18						
	圧縮限度額の計算 買換資産の取得のため(6の計)又は(6の計)のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額	19						
	圧縮限度額の計算 圧縮基礎取得価額 (((14)又は(17))と(19)のうち少ない金額)	20						
	圧縮限度額の計算 買換資産をでがし取得した資産があたる場合 前期末の取得価額	21						
	圧縮限度額の計算 買換資産をでがし取得した資産があたる場合 前期末の帳簿価額	22						
	圧縮限度額の計算 買換資産をでがし取得した資産があたる場合 圧縮基礎取得価額 (20)×(22)/(21)	23						
	圧縮限度額の計算 圧縮限度額 ((20)又は(23))×(10)×80、70又は75/100	24						
	圧縮限度超過額 (18)−(24)	25						
	取得価額に算入しない金額 ((18)と(24)のうち少ない金額)又は(((18)と(24)のうち少ない金額)×(21)/(22))	26						

対価の額の残額の計算	対価の額の合計額 (6の計)	27	円	特別勘定を設けた場合 特別勘定に経理した金額	34	円
	同上のうち譲渡の日の属する事業年度又は連結事業年度において使用した額	28		繰入額の限度計算 (29)のうち買換資産の取得に充てようとする金額	35	
	特別勘定の対象となり得る金額 (27)−(28)	29		繰入額の限度計算 繰入限度額 (35)×(10)×80、70又は75/100	36	
	翌期繰越額の計算 特別勘定の金額の計算の基礎となつた買換資産の取得に充てようとする金額 ((34)と(36)のうち少ない金額)÷80、70又は75/100÷(10)	30		繰入限度超過額 (34)−(36)	37	
	翌期繰越額の計算 同上のうち前期末までに買換資産の取得に充てた金額	31		翌期繰越額の計算 当初の特別勘定の金額 (繰入事業年度の(34)−(37))	38	
	翌期繰越額の計算 当期中において買換資産の取得に充てた金額	32		翌期繰越額の計算 同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	39	
	翌期繰越額の計算 翌期へ繰り越す対価の額の合計額 (30)−(31)−(32)	33		翌期繰越額の計算 当期中に益金の額に算入すべき金額	40	
				翌期繰越額の計算 期末特別勘定残額 (38)−(39)−(40)	41	

（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４）